

浜松市医療安全支援センター設置要綱

(設置)

第1条 浜松市は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13第1項の規定に基づき、医療安全支援センターを置く。

(センターの名称)

第2条 前条に規定する医療安全支援センターの名称は、浜松市医療安全支援センター（以下「センター」という。）とする。

(センターの所在地)

第3条 センターの所在地は、浜松市中区鴨江二丁目11番2号浜松市保健所保健総務課内とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民からの病院、診療所、助産所及び薬局（以下「病院等」という。）における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずる。
- (2) 必要に応じ、市民又は病院等の管理者に対し助言を行う。
- (3) 病院等の開設者、管理者、従業者又は市民に対し、医療の安全の確保に関し必要な情報の提供を行う。
- (4) 病院等の管理者、従業者に対し、医療の安全に関する研修を実施する。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、医療の安全の確保のために必要な支援を行う。

(相談窓口)

第5条 医療に関する市民の相談等に適切に対応するため、センターに医療相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設ける。

- 2 相談窓口は、前条第1号から第3号の業務を行う。
- 3 相談窓口は、相談員として医療相談に関する必要な知識・経験を有する職員を置く。

(連携会議)

第6条 センターの業務を適切かつ効果的に行うため、有識者から意見を聴取するとともに、関係機関及び行政との連携を深めることを目的として、浜松市医療安全推進連携会議（以下「連携会議」という。）を設ける。

- 2 連携会議は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) センターの業務の実施に係る関係機関及び団体との連絡調整
 - (2) 個別相談事例等のうち、重要な事例、専門的な事例等の相談対応に関する検討
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの業務に関する重要事項の検討

- 3 連携会議は、専門委員、保健所長及び庁内の関係課の委員（以下「専門委員等」という。）で組織する。
- 4 専門委員は8人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 医療に携わる者
 - (2) 医療サービスを利用する者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) その他医療安全の推進に必要と認める者
- 5 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(連携会議の運営)

第7条 連携会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は保健所長をもって充て、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、連携会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 連携会議の会議は、会長が招集する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に専門委員等以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 7 連携会議の庶務は、浜松市保健所保健総務課において処理する。

(守秘義務)

第8条 連携会議の専門委員等又はその職にあった者は、その職務において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行当初の専門委員の任期は、第6条第4項に規定に関わらず平成25年3月31日までとする。
- 3 「浜松市医療相談窓口運営協議会設置要綱」(平成15年4月1日施行)は、平成23年12月31日付けで廃止する。
- 4 この要綱の施行日前に、「浜松市医療相談窓口運営協議会設置要綱」に基づき関係団体より推薦された委員は、第6条第3項の専門委員とみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

浜松市医療安全推進連携会議の専門委員等について

第1条 浜松市医療安全支援センター設置要綱第6条第3項に規定する専門委員等は次の者とする。

2 専門委員は次の者とする。

- (1) 一般社団法人浜松市医師会から推薦を受けた者
- (2) 一般社団法人浜松市歯科医師会から推薦を受けた者
- (3) 一般社団法人浜松市薬剤師会から推薦を受けた者
- (4) 公益社団法人静岡県看護協会西部地区支部から推薦を受けた者
- (5) 2次救急輪番病院のいずれかの管理者が推薦する者
- (6) 浜松市消費者団体連絡会から推薦を受けた者
- (7) 静岡県弁護士会浜松支部から推薦を受けた者
- (8) 法テラス浜松法律事務所から推薦を受けた者

3 庁内の関係課の委員は次の者とする。

- (1) 保健総務課長
- (2) 健康医療課長が推薦する者
- (3) 生活衛生課長が推薦する者
- (4) 健康増進課長が推薦する者
- (5) 市民生活課長が推薦する者
- (6) 国保年金課長が推薦する者
- (7) 障害保健福祉課長が推薦する者

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。